

# 嵐山町いじめ防止基本方針



© 嵐山町 2011

平成30年1月

嵐山町

## はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」とあるように、いじめは決して許される行為ではありません。

いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、町民全員が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有し、自己の役割を認識するとともに、児童生徒も、自ら安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、嵐山町は、法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「嵐山町いじめ防止基本方針」（以下「嵐山町基本方針」という。）を策定することとしました。

この「嵐山町基本方針」では、「法」が規定するいじめの防止等の組織的な取組を本町全体で円滑に進めていくこととし、第1章で「いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」を整理し、第2章で「いじめ防止等のために嵐山町が実施する施策」、第3章で「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」を示し、第4章で「重大事態への対処」について、附属機関の設置を含めて詳しく定めました。

この中で、「嵐山町基本方針」の特長は、主に次のことです。

- ① 第1章で、「いじめの定義及びいじめの態様」を明確にしたこと。
- ② 第2章で、関係機関が「連携」して、いじめ問題を克服する仕組みとして、「嵐山町いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること。加えて、本町のいじめ防止対策を実効的にするため、教育委員会附属機関「嵐山町いじめ問題調査審議会」の設置を明記したこと。
- ③ 第3章で、嵐山町の小中学校でいじめ問題を克服する体制を充実するため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置すること。
- ④ 第4章で、重大事態に対処するため、町長の附属機関として「嵐山町いじめ問題再調査委員会」を設置すること。

今後、この「嵐山町基本方針」の理念のもと、いじめ問題防止等の対策を、町、学校、保護者、児童生徒自身、町民・事業所、関係機関が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し、広く社会全体で取組み、いじめのない子供社会の実現を目指していきます。

# 目 次

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・P 1～P 5

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 嵐山町いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた社会の役割
  - (1) 嵐山町として
  - (2) 学校として
  - (3) 児童生徒自身として
  - (4) 保護者として
  - (5) 町民、事業者、関係機関として

## 第2章 いじめの防止等のために嵐山町が実施する施策・・・・・・P 6～P 11

- 1 嵐山町いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 嵐山町教育委員会の附属機関の設置
- 3 教育委員会の取組
  - (1) いじめの防止・早期発見
  - (2) いじめの対応
  - (3) 学校評価の実施
  - (4) 関係機関との連携
- 4 その他の事項

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・P 12～P 17

- 1 学校いじめ防止基本方針について
- 2 学校の組織
- 3 学校の取組

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) 保護者、地域代表者との連携

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18～P 23

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨
- (4) 調査を行うための組織
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (6) その他留意事項
- (7) 調査結果の提供及び報告

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

(定義)

法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。
- ※ 具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。
  - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる。
  - ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他

者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび児童生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査（2013－2015）」の結果によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。このように、いじめはどの子にも起こりうるものであることを踏まえる必要がある。

加えて、いじめの被害加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが必要である。

そこで、次のような理念のもとに、本町のいじめ防止基本方針を策定する。

- (1) いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な

影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 嵐山町いじめ防止基本方針策定の目的

嵐山町基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、町民がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により新たに規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、「町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない子供社会の実現を目指すことを目的」とする。

### 4 いじめ防止に向けた社会の役割

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。

その実行のために、社会全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### (1) 嵐山町として

いじめの防止に関する基本的な方針の策定と組織等の設置を行い、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

① いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめ

に関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- ② 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ③ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて啓発を行う。

## (2) 学校として

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して生活できる学校づくりを行う。
- ② 児童生徒が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明するとともに、いじめが繰り返されることのないように組織的に見守る取組を行う。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

## (3) 児童生徒自身として

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、様々な場面で、具体的な態度や行動に表すことができる。



- ③ 周囲にいじめがあると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談する。

#### (4) 保護者として

- ① どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめをしないようにしつけ、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように育てる。
- ② 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡する。

#### (5) 町民、事業者、関係機関として

- ① 町民及び町内で活動する事業者（以下「町民等」という。）は、嵐山町の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの解消、防止に努める。
- ③ 町民等は、地域行事等で児童生徒が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ④ 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

## 第2章 いじめの防止等のために嵐山町が実施する施策

嵐山町は、嵐山町基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

また、これらに必要な財政上の措置やその他の必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止等のための、

- (1) 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- (2) 教職員の資質の向上
- (3) 保護者等を対象とした啓発活動
- (4) 埼玉県教育委員会と連携したインターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
- (5) いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- (6) いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- (7) 学校と家庭、地域が連携して対応する体制の構築等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（嵐山町個人情報保護条例に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

### 1 嵐山町いじめ問題対策連絡協議会の設置

（いじめ問題対策連絡協議会）

法第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「嵐山町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

構成は、学校教育関係者、教育委員会委員、関係行政機関代表者、町内各種団体代表者等とする。

## 2 嵐山町教育委員会の附属機関の設置

（いじめ問題対策連絡協議会）

法第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

嵐山町教育委員会（以下「教育委員会」）は法第14条第3項に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として「嵐山町いじめ問題調査審議会（以下「審議会」という。）」を設置する。

この審議会の機能は、以下のとおり。

- （1）審議会は、法第28条第1項に規定する重大事態について調査審議を行う。
- （2）教育委員会は、審議会に対して情報を提供する。
- （3）学校における重大事態に係る調査は、当該組織が行うものとする。この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。（法第28条）
- （4）その他、教育委員会が必要と認める事項について審議する。
- （5）構成は、法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する者とする。

### 3 教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、11月を「いじめ撲滅強調月間」とする。

##### ① いじめ防止啓発ポスター等による啓発

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

##### ① 「学校生活調査」の実施

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

##### ① スクールカウンセラー（臨床心理士）・相談員の配置

スクールカウンセラー・相談員による心のケアは、被害児童生徒を最優先に行う。また、必要に応じて、加害児童生徒の心のケアも行う。

##### ② 緊急事案への対応として、被害児童生徒の心のケアを行うために、臨床心理士を学校や家庭に派遣する。

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

##### ① 手引き等を活用した研修

##### ② インターネットやスマートフォン等を利用したネットいじめ対策として

## 「ネットモラル」研修

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

### ① インターネットやスマートフォン等を利用したネットいじめ対策

- ・ 児童生徒の情報モラル教育推進のための授業の推進
- ・ 「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修

## (2) いじめの対応

(いじめに対する措置)

### 法第23条第2項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(学校の設置者による措置)

### 法第24条

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

## ア いじめに対する措置

- ① 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。(法第24条)
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育

を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

#### イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ① いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ② いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

### (3) 学校評価の実施

#### ア 学校評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

#### イ 学校自己評価、学校関係者評価の活用

学校は、自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学校運営の改善に取り組む。

### (4) 関係機関との連携

#### ア 学校警察連絡協議会協定書

学校関係者と警察関係者が連絡会議を開催

#### イ 警察署、関係課と情報交換の実施

- ① 小川警察署
- ② 県教育局西部教育事務所

#### ウ 他の関係機関との定期的な情報交換の実施

- ① 川越児童相談所
- ② 嵐山町小中学校PTA

#### 4 その他の事項

本町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、嵐山町基本方針を見直し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、教育委員会は各小中学校いじめ防止基本方針について策定状況を把握する。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針について

（学校いじめ防止基本方針）

法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

小中学校は、国・埼玉県・嵐山町の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めている。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

策定のための留意点は、以下のとおり。

- （1）基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- （2）児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が



確保できるよう、留意する。

- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

## 2 学校の組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

### 法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて、保護者代表者又は学校評議員等の参加を求める。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行う。

- (1) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、小中学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応

じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割。

### 3 学校の取組

#### (1) いじめの防止

ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

イ 小中学校で推進している園・小中学校が連携した教育においてキャリア教育を推進し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。

ウ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権意識を向上させ、いじめへの対応に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。

#### (2) 早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多いため、大人が気づきにくく、判断しにくいものと認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめ

に該当するか否かを判断する。

イ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするため、チェックリスト等を活用し、全教職員で取り組む。

ウ 学校は、「学校生活調査」等により、いじめの実態を把握するとともに、各調査結果を基にした教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、児童会や生徒会が活動の一環として「いじめ防止キャンペーン」等に取り組む。

エ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

イ 被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。

ウ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。

エ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、

被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害児童生徒やその保護者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。

オ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを

策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (4) 保護者、地域代表者との連携

保護者や地域代表者との連携により、いじめの問題など、学校の課題を共有し、協力して解決する仕組みづくりを推進する。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

##### 法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条にいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長及び埼玉県教育委員会に報告する。

## (3) 調査の趣旨

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導をするとともに、人的措置も含めた適切な支援を行う。

## (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大

事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には「嵐山町いじめ問題調査審議会」を招集し、これが調査に当たる。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

##### ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

##### イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合



児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒及びその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

#### (7) 調査結果の提供及び報告

##### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が要望

する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を、町長に報告する。

## イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長及び埼玉県教育委員会に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

(公立の学校に係る対処)

#### 法第30条第2項

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記(7)イの報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する町長部局に附属機関として「嵐山町いじめ問題再調査委員会」を設置する。

当該委員会は町長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者が委員となり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や臨床心理士等の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員や警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を、再調査を要望した児童生徒又はその保護者に説明するとともに町議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。